

令和3年第2回定例会12月議会提出議員提出議案

議 案 名

- 議員提出議案第4号 明石市工場立地法地域準則条例制定のこと
〃 第5号 北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動を推進する決議のこと

議員提出議案第4号

明石市工場立地法地域準則条例制定のこと

明石市工場立地法地域準則条例を次のように制定する。

令和3年12月8日提出

明石市議会議長

榎本和夫様

明石市議会議員	三好	宏
同	梅田	宏希
同	出雲	晶三
同	大西	洋紀

明石市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「甲区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「乙区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又はその他区域（甲区域及び乙区域以外の区域をいう。以下同じ。）のうち、2以上の区域にわたる場合における第3条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域又は乙区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を、甲区域及び乙区域の敷地割合の合計が2分の1以上であるときは甲区域又は乙区域のうち敷地割合が高い方の区域に係る同表の規定をそれぞれ当該特定工場の敷地の全部に適用し、その他区域の敷地割合が2分の1を超えるときは同表の規定を適用しない。

2 前項において、甲区域及び乙区域の敷地割合が同じであるとき（その他区域の敷地割合が2分の1を超えるときを除く。）は、甲区域に係る第3条の表の規定を適

用する。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第6条 特定工場の敷地が明石市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(周辺環境への配慮)

第7条 第3条の規定による緑地面積率又は環境施設面積率の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、緑地の質的な充実、緑化の推進に役立てる活動及び当該特定工場の周辺地域における生活環境の保全に寄与する社会貢献活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときの第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表（附則第2項）

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S})$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{G_0}{S}) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S})$ ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{E_0}{S}) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

乙区 域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S})$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.05 - \frac{G_0}{S}) > 0.05S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、</p> <p>$0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{E_0}{S})$ <p>ただし、</p> $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.1 - \frac{E_0}{S}) > 0.1S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
---------	---	---

備考 表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 当該既存工場等の敷地面積

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設的面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る生産施設で法準則別表第1の上欄に掲げる業種のうち j 業種に属するものの面積

γ_j 当該既存工場等の生産施設のうち、j 業種に相当する施設が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

(提案理由)

本案は、工場立地法に基づき、特定工場の緑地面積等の敷地面積に対する割合に関する本市独自に適用すべき基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするものである。

議員提出議案第5号

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動を推進する決議のこと

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動を推進する決議を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日提出

明石市議会議長

榎本和夫様

明石市議会議員	林	健太
同	梅田	宏希
同	竹内	きよ子
同	森	勝子
同	家根谷	敦子
同	宮坂	祐太
同	出雲	晶三
同	大西	洋紀
同	丸谷	聡子

北朝鮮による日本人拉致問題の啓発活動を推進する決議

1970年代から1980年代を中心に、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになった。政府は、北朝鮮に対して拉致問題を提起し続け、2002年9月の第1回日朝首脳会談において北朝鮮は、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束し、同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しており、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2人が認定を受けている。さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者、いわゆる特定失跡者は、873人にも上るとされており、28人の兵庫県関係者が公表されている。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。2021年10月末現在で1500万筆を超える署名が総理大臣に提出され、日本政府としては、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くすとともに、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していくとしている。

2006年6月、拉致問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行された。同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）の創設及び同週間での地方公共団体の啓発事業の実施等を定めており、政府では、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。

よって本市議会は、地方公共団体として一日も早い拉致被害者全員の救出に向けて、積極的な啓発活動を通じて、拉致問題に対する理解を深めるための取り組みを進める。（特に拉致問題を知らない小中高校生が増えていることから、アニメ「めぐみ」の上映、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」への参加等を通じて、若者への啓発を推進するなど。）

以上、決議する。

令和3年12月21日

兵庫県明石市議会